

參考資料

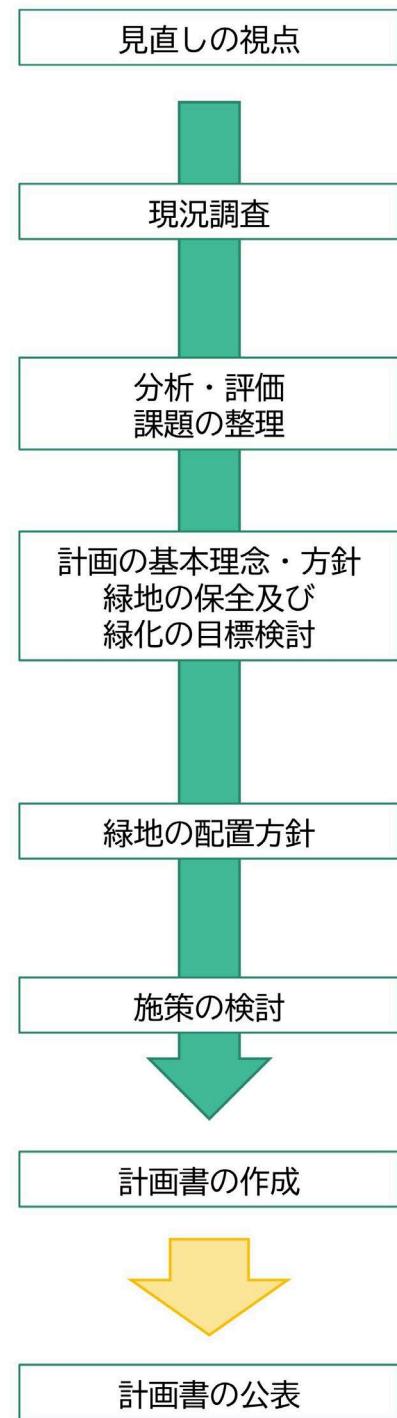




參考資料

1 計画策定の経緯

（1）計画策定のフロー



第1回策定委員会

- ・緑の基本計画改定の趣旨
 - ・別府市の緑の現況把握
 - ・公園緑地等の課題 等



第2回策定委員会（ワークショップ形式）

- ・計画の基本理念・方針
 - ・緑の将来像について
 - ・施策に関するご意見



第3回策定委員会（個別分科会）

- #### ・別府市緑の基本計画（素案）に対するご意見

第4回策定委員会

- ・パブリックコメントの結果について
 - ・計画書全体に対するご意見



(2) 第2期別府市緑の基本計画策定委員会 設置要綱

第2期別府市緑の基本計画策定委員会設置要綱

制定 令和5年5月9日

別府市告示第224号

(設置)

第1条 この要綱は、別府市における都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を改定するため、別府市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 緑の基本計画の基本方針に関する事項
- (2) 緑の基本計画の内容に関する事項
- (3) その他緑の基本計画の改定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民又は団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、緑の基本計画の改定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは助言を求め、又は関係者から資料を提出させることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に諮って公開しないことができる。

- (1) 会議を公開することにより、法人その他の団体又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容を議論する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円満な議論等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想される場合

(検討委員会の設置)

第8条 緑の基本計画の改定に当たり、調査、研究、問題提起、企画立案作業等を行うため、別に検討委員会を設置する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、緑の基本計画の改定の日限り、その効力を失う。

(3) 第2期別府市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

第2期別府市緑の基本計画策定委員会 委員名簿			
委員数 17名(20名以内)			
分 野	氏 名	ふりがな	備 考
学識経験者			
造 園	久保田 家且	くぼた いえかつ	西日本短期大学 客員教授
歴 史	飯沼 賢司	いいぬま けんじ	別府大学 特任教授
都 市 経 営	久保 隆行	くぼ たかゆき	立命館アジア太平洋大学 サステナビリティ観光学部 副学部長
市議会			
市 議 会	小野 正明	おの まさあき	観光建設水道委員会
関係団体			
商 工	倉原 浩志	くらはら ひろし	別府商工会議所 専務理事
観 光	伊藤 慶典	いとう けいすけ	一般社団法人 別府市観光協会 専務理事
公 園 管 理	加納 基晴	かのう もとはる	一般社団法人 別府市緑化協会 会長
農 業	久保 賢一	くぼ けんいち	別府市農業委員会 会長
緑化ボランティア	二村 沢行	ふたむら さわゆき	NPO法人 アイアブグリーン大分 理事長
福祉 (子育て・高齢者)	松永 忠	まつなが ただし	社会福祉法人 別府光の園 統括施設長
	板井 恵子	いたい けいこ	別府市民生委員児童委員協議会 副会長
景 觀	中西 章敦	なかにし あきのぶ	一般財団法人 日本造園修景協会 大分県支部
市民の代表者			
自 治 会	大平 順治	おおひら じゅんじ	別府市自治委員会 会長
一 般 市 民	後藤 洋司	ごとう ようじ	公募
一 般 市 民	原田 真美	はらだ まみ	公募
一 般 市 民	森田 幸枝	もりた ゆきえ	公募
関係行政機関			
大 分 県	藤内 修一	とうない しゅういち	大分県土木建築部 公園・生活排水課 課長

2 アンケート結果

■令和5年度 公園アンケート (一部抜粋)

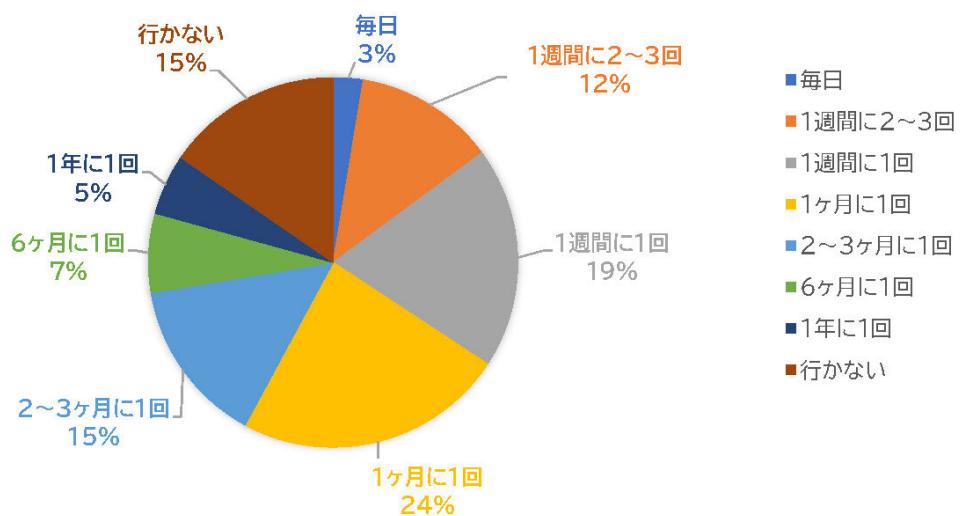
1. どのくらいの頻度で公園に行きますか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
毎日	193	61	95	33	1	3		
1週間に2~3回	906	553	268	49	15	21		
1週間に1回	1428	1008	307	78	14	21		
1ヶ月に1回	1743	982	486	204	51	20		
2~3ヶ月に1回	1065	411	374	217	49	14		
6ヶ月に1回	512	142	184	157	28	1		
1年に1回	390	86	155	122	21	6		
行かない	1138	72	424	588	51	3		
計	7375	3315	2293	1448	230	89	0	0

※小学生は令和4年度に取得したデータで計上

※回答は中学生～一般を対象

1. どのくらいの頻度で公園に行きますか？

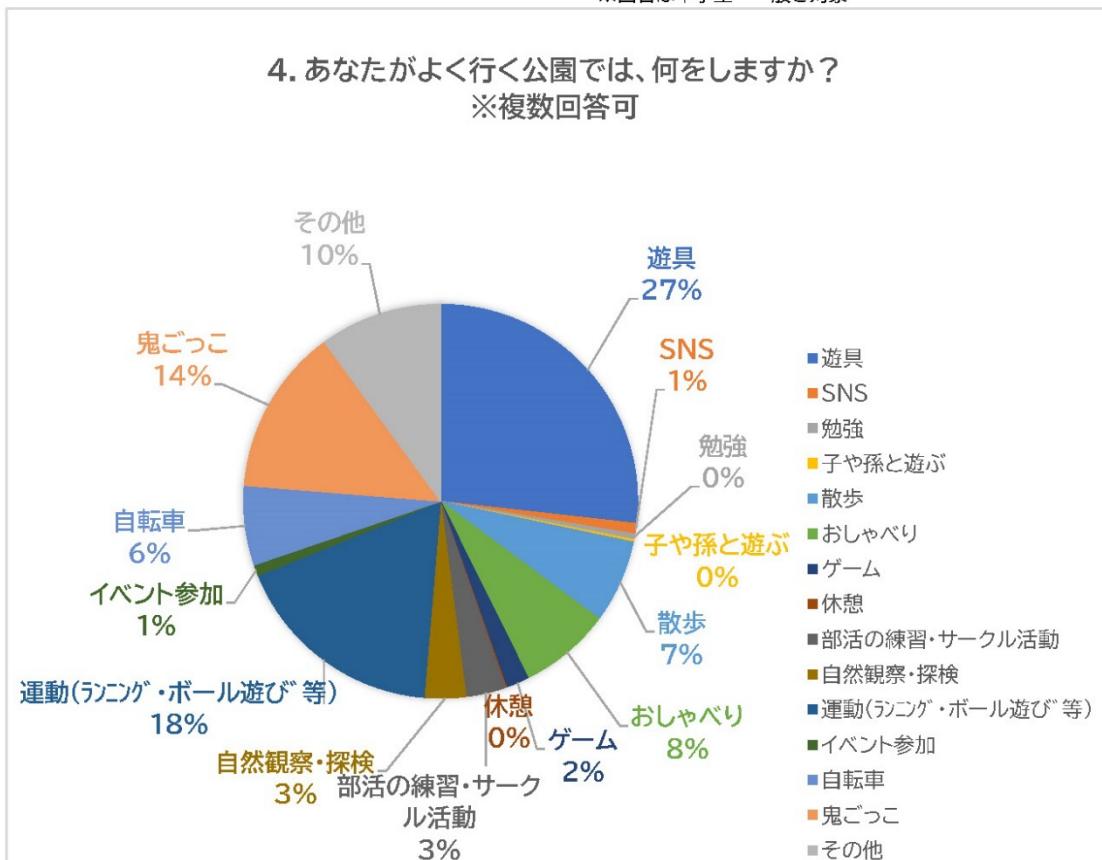


4. あなたがよく行く公園では、何をしますか？ ※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
遊具	4572	3997	575					
SNS	145			127	16	2		
勉強	79		47	18	14			
子や孫と遊ぶ	38					38		
散歩	1165		533	458	123	51		
おしゃべり	1283		730	458	88	7		
ゲーム	327		262	62	3			
休憩	17					17		
部活の練習・サークル活動	557		426	111	20			
自然観察・探検	580	553				27		
運動(ランニング・ボール遊び等)	2990	2120	849			21		
イベント参加	153			121	11	21		
鬼ごっこ	2340	2340						
その他	1710	1214	250	207	33	6		
自転車	1112	1112						
計	17068	11336	3672	1562	308	190	0	0

※小学生は令和4年度に取得したデータで計上

※回答は中学生～一般を対象

4. あなたがよく行く公園では、何をしますか？
※複数回答可

7. あなたがよく行く公園は、どんな公園になって欲しいと思いますか？

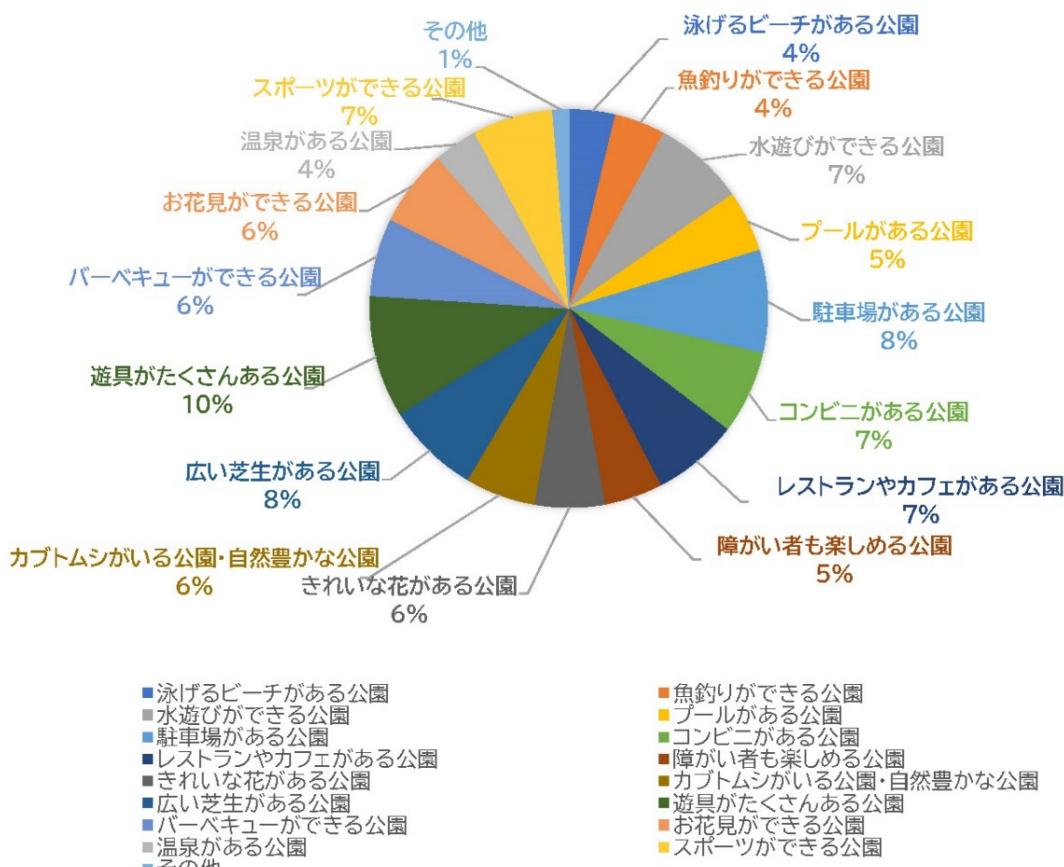
公園にあまり行かない人はどんな公園があったら行きたいですか？

公園に泊まり行かない人はどのくらいですか？	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者(未就学)	保護者(児童)
泳げるビーチがある公園	1660	601	503	289	75	12	81	99
魚釣りができる公園	1806	736	532	274	27	11	87	139
水遊びができる公園	3255	1207	752	404	61	29	403	399
プールがある公園	2170	912	637	317	37	13	123	131
駐車場がある公園	3664	1455	644	351	54	43	494	623
コンビニがある公園	2964	743	1180	616	71	20	159	175
レストランやカフェがある公園	3078	844	916	676	141	40	217	244
障がい者も楽しめる公園	2064	667	696	336	41	27	116	181
きれいな花がある公園	2495	692	635	496	104	37	253	278
カブトムシがいる公園・自然豊かな	2515	443	814	512	120	49	257	320
広い芝生がある公園	3333	928	1023	566	98	40	311	367
遊具がたくさんある公園	4331	1654	1127	526	37	37	457	493
バーベキューができる公園	2782	910	696	560	105	33	193	285
お花見ができる公園	2745	797	672	566	95	38	280	297
温泉がある公園	1560	641	415	234	53	24	87	106
スポーツができる公園	2858		1375	828	101	35	178	341
その他	573	221	202	56	5	8	30	51
計	43853	13451	12819	7607	1225	496	3726	4529

7. あなたがよく行く公園はどんな公園になって欲しいと思いますか？

公園にあまり行かない人はどんな公園があつたら行きたいですか？

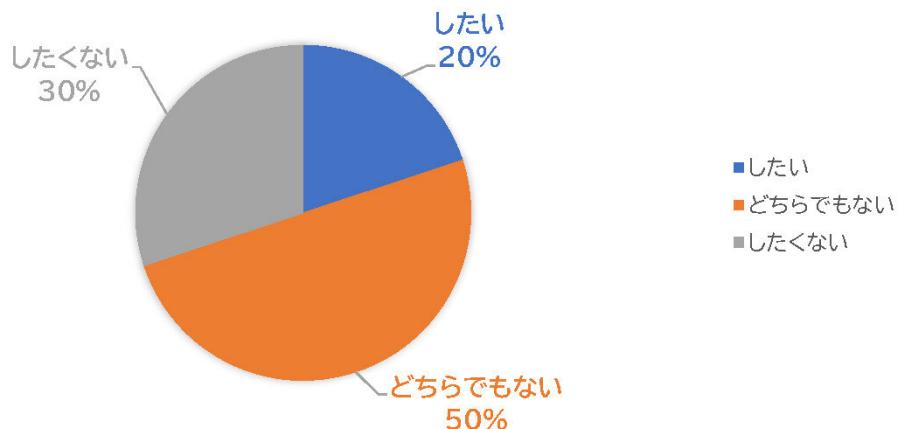
※複数回答可



8. 家の近くの公園で野菜や花などのお世話をしたいですか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者(未就学)	保護者(児童)
したい	1585	706	220	141	55	24	235	204
どちらでもない	3972	1123	1271	752	87	44	299	396
したくない	2393	728	752	518	77	19	122	177
計	7950	2557	2243	1411	219	87	656	777

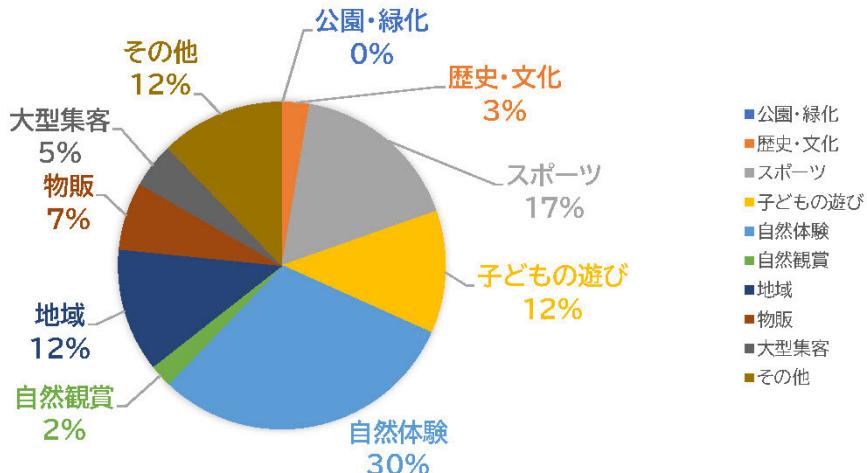
8. 家の近くの公園で野菜や花などのお世話をしたいですか？



9. 公園でどのようなイベントがあれば参加したいですか？

	合計	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		公園・緑化	歴史・文化	スポーツ	子どもの遊び	自然体験	自然観賞	地域	物販	大型集客	その他
小学生	1918	3	61	289	294	509	24	261	124	83	270
中学生	1518	1	32	340	143	459	25	220	60	50	188
高校生	917	0	29	159	70	288	31	108	73	68	91
大学等	174	0	10	35	7	48	6	15	23	18	12
一般	76	0	1	12	6	27	5	3	7	3	12
保護者(未就学)	503	0	10	60	62	188	16	41	52	12	62
保護者(児童)	624	1	8	73	112	225	23	49	45	22	66
計	5730	5	151	968	694	1744	130	697	384	256	701

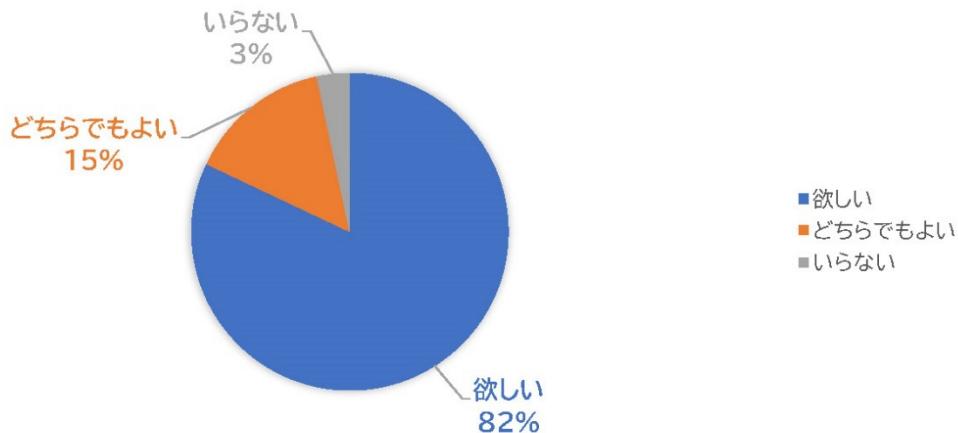
9. 公園でどのようなイベントがあれば参加したいですか？



10. 雨の日でも建物の中で遊べるような施設はどう思いますか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
欲しい	6477	2230	1667	1070	167	65	620	658
どちらでもよい	1155	244	469	267	41	13	26	95
いらない	263	72	77	58	11	10	10	25
計	7895	2546	2213	1395	219	88	656	778

10. 雨の日でも建物の中で遊べるような施設はどう思いますか？

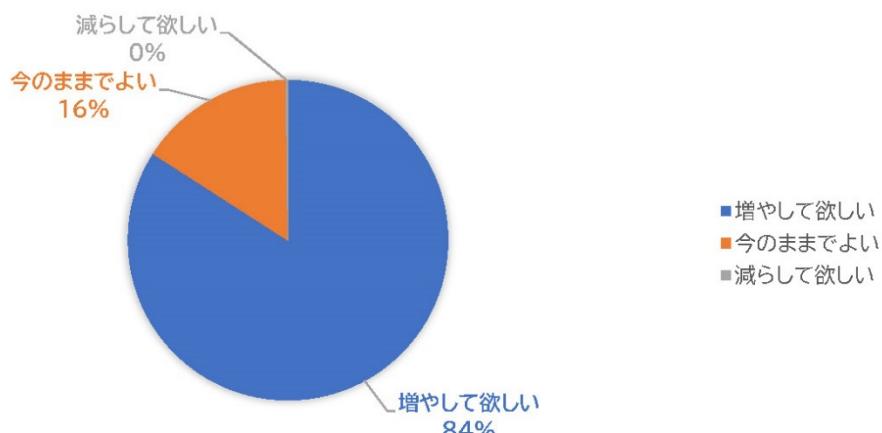


11. 子どもの遊び場を中心とした公園はどう思いますか？

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
増やして欲しい	1205	0	0	0	0	0	571	634
今のままでよい	225	0	0	0	0	0	81	144
減らして欲しい	3	0	0	0	0	0	1	2
計	1433	0	0	0	0	0	653	780

※回答は保護者対象

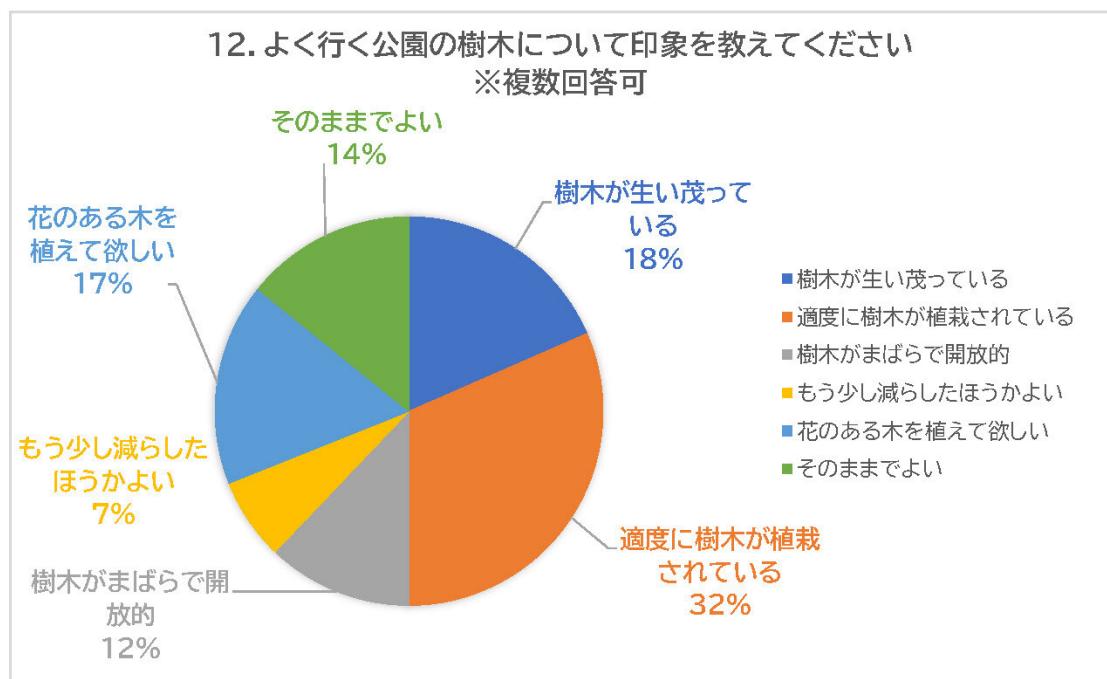
11. 子どもの遊び場を中心とした公園はどう思いますか？



12. よく行く公園の樹木について印象を教えてください ※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
樹木が生い茂っている	1079		369	323	53	23	145	166
適度に樹木が植栽されている	1842		580	522	97	50	292	301
樹木がまばらで開放的	707		294	218	46	9	57	83
もう少し減らしたほうがよい	400		191	84	8	3	58	56
花のある木を植えて欲しい	985		410	257	55	18	116	129
そのままでよい	829		0	405	41	25	151	207
計	5842	0	1844	1809	300	128	819	942

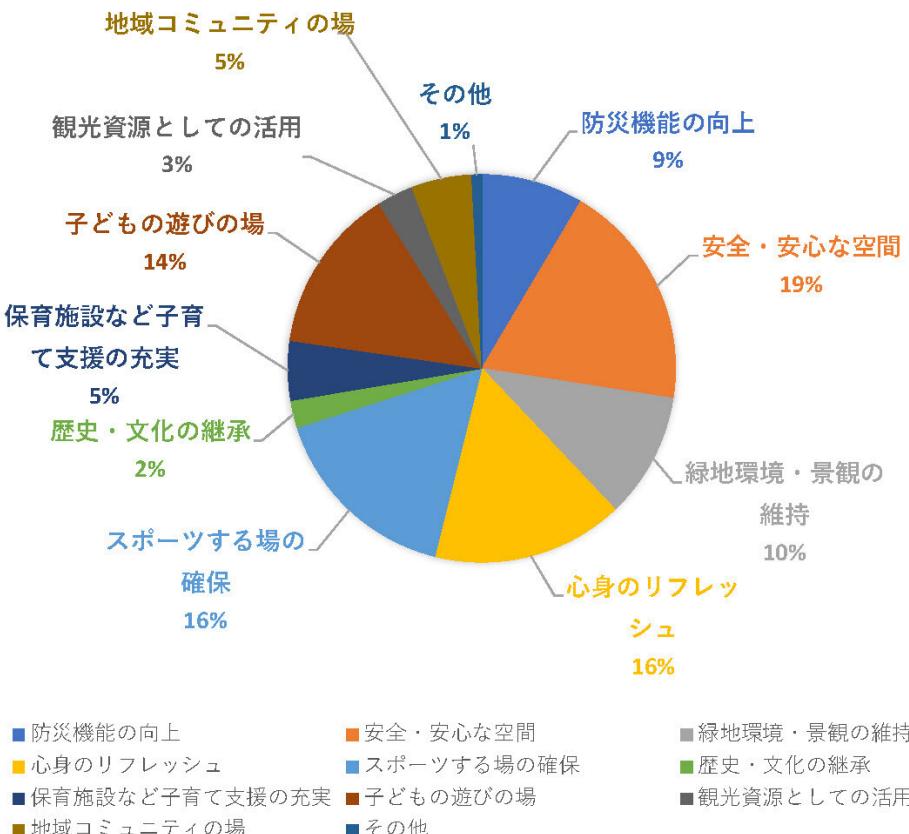
※回答は中学生～保護者対象



13. あなたは公園に何を求めるですか？ ※複数回答可

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
防災機能の向上	1409		614	375	34	35	145	206
安全・安心な空間	3133		1255	713	93	59	452	561
緑地環境・景観の維持	1732		624	463	111	51	224	259
心身のリフレッシュ	2637		850	760	178	62	358	429
スポーツする場の確保	2672		1308	754	88	28	180	314
歴史・文化の継承	379		209	99	18	10	18	25
保育施設など子育て支援の充実	817		236	192	17	26	216	130
子どもの遊びの場	2287		669	523	50	55	482	508
観光資源としての活用	497		208	169	41	23	27	29
地域コミュニティの場	835		209	236	68	37	142	143
その他	136		93	12	2	1	11	17
計	16534	0	6275	4296	700	387	2255	2621

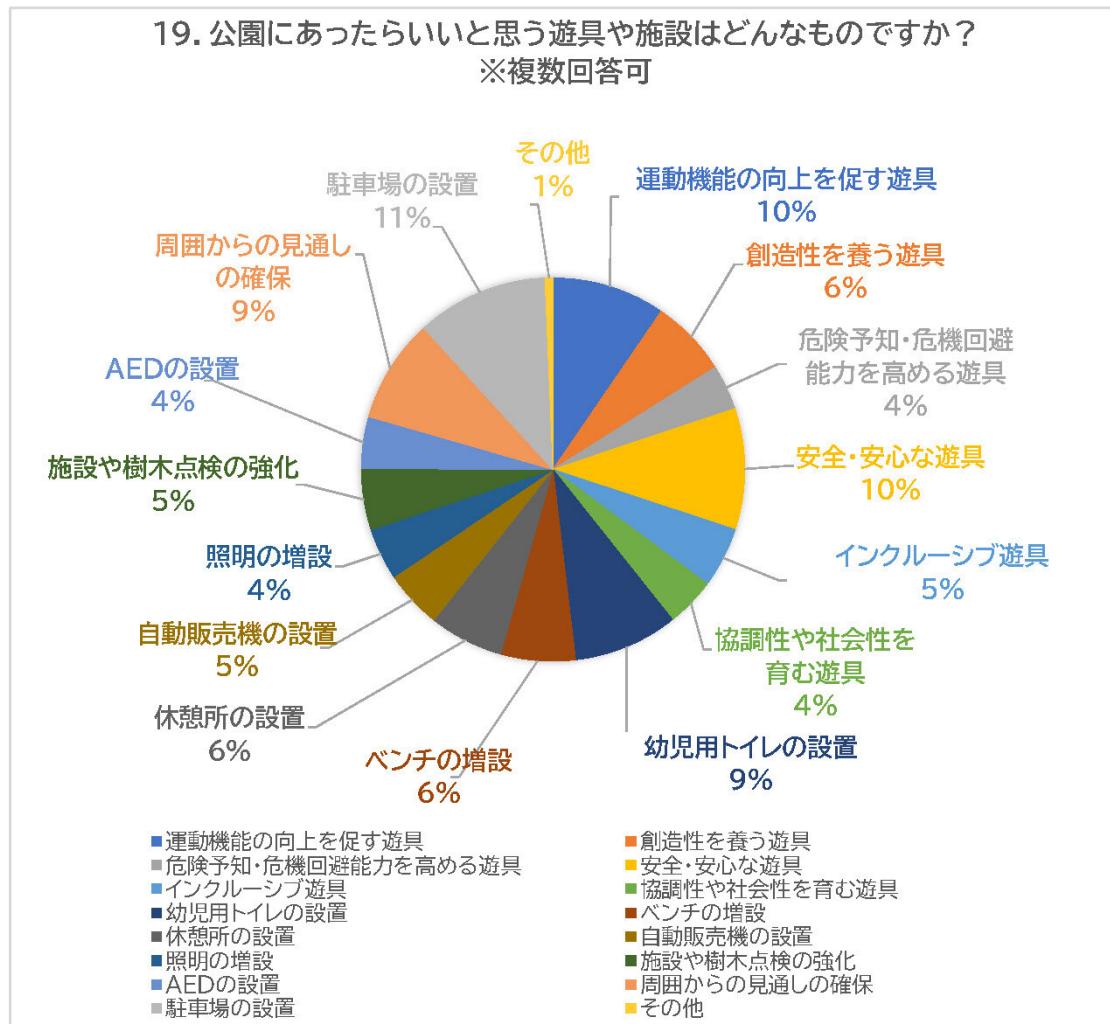
※回答は中学生～保護者対象

13. あなたは公園に何を求めるですか？
※複数回答可

19. 公園にあったらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？複数回答可。

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
運動機能の向上を促す遊具	927						392	535
創造性を養う遊具	631						285	346
危険予知・危機回避能力を高める遊具	389						154	215
安全・安心な遊具	992						445	547
インクルーシブ遊具	495						213	282
協調性や社会性を育む遊具	403						143	255
幼児用トイレの設置	856						411	445
ベンチの増設	609						252	357
休憩所の設置	609						249	360
自動販売機の設置	475						198	277
照明の増設	425						104	321
施設や樹木点検の強化	498						135	363
AEDの設置	426						160	266
周囲からの見通しの確保	851						278	573
駐車場の設置	1077						441	636
その他	66						23	43
計	9709	0	0	0	0	0	3888	5821

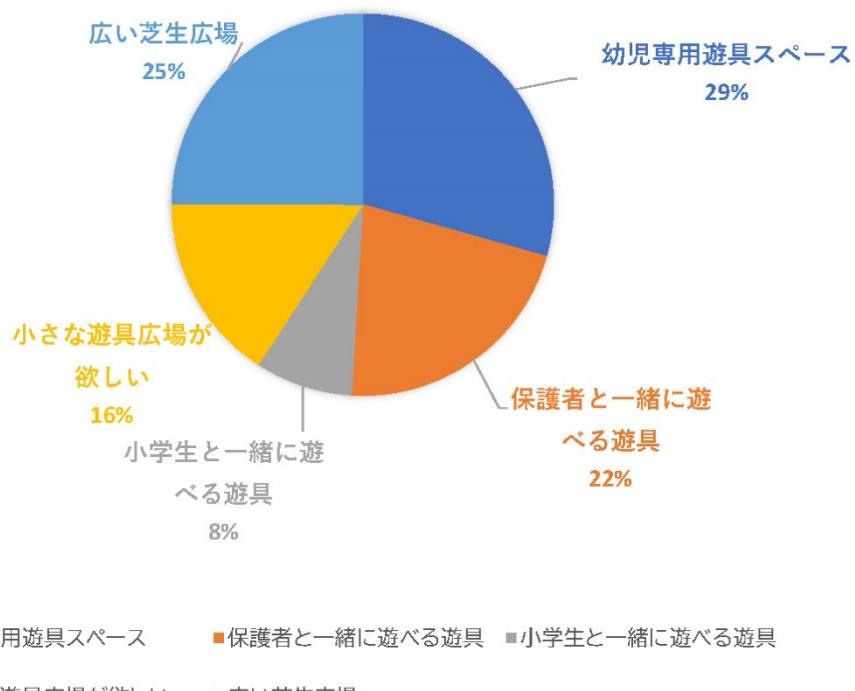
※回答は保護者対象

19. 公園にあったらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？
※複数回答可

20. 公園にあつたらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？複数回答可。

	合計	小学生	中学生	高校生	大学等	一般	保護者 (未就学)	保護者 (児童)
幼児専用遊具スペース	316						316	
保護者と一緒に遊べる遊具	232						232	
小学生と一緒に遊べる遊具	89						89	
小さな遊具広場が欲しい	171						171	
広い芝生広場	268						268	
計	1076	0	0	0	0	0	1076	0

※回答は保護者(未就学)対象

20. 公園にあつたらいいと思う遊具や施設はどんなものですか？
※複数回答可 未就学児のみ

3 用語解説

ア行

インクルーシブデザイン

障がい者や高齢者だけでなく、民族、言語、経済状況など、デザインの要素から除外されてきた広範囲の問題解決をテーマとし、多様なユーザーの側からアプローチするデザイン。

運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。

NPO 法人

法人格を有し、公共サービスを行う民間非営利組織。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなどさまざまな分野で活動する団体が含まれる。

大分県棚田保全基金

棚田等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図り、中山間地域の農業・農村の活性化を図るため、都市住民等の保全活動への参加や住民組織が行う保全活動等の促進に対する支援するもの。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。都市内では、建物敷地内における開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、市民が自由に通行・利用できる場所をいう。

力行

街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、誘致圏域半径 250m、標準面積が 2,500 m²の市民に最も身近な公園。

環境基本計画

国の環境基本法第 36 条および第三次環境基本計画の理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現をめざし、環境の保全に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため策定したもの。

行政区域

都道府県や市区町村など、行政を行う上での地域の区分。

近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まで全ての年齢層に利用されるよう、運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設のほか、休養・散策等の静的レクシエーションの施設が配置される公園。誘致距離 500m、面積 2ha を標準とする。

グリーンインフラ

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本とするもの。

景観計画

景観法第 8 条第 1 項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。特別景観まちづくり地区等の指定、民間の建築物や公共施設等の景観協議などを通じて、まちなみの環境や空間づくりを先導するのが計画の役割である。

景観法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。景観計画の策定など総合的に施策を講じることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としたもの。

公園愛護会

公園の清掃・除草活動等を行う自治会、子ども会、老人会等により公園ごとに設立された組織。

公園施設長寿化計画

公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するもの。

公園ストック再編計画

公園の長期的に安定した維持管理や公園機能の維持のため、方針や再編の方向性を定めるもの。

こどもまんなか公園づくり支援事業

公園で遊ぶこどもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体としてこどもを生み育てることをためらわせる意識・雰囲気もある中、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援するもの。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、都市の健全で計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街地として積極的に整備するもの。

市環境保全条例

市民の意思と行動を結集して環境をよりよくするため、あらゆる手段をつくし、観光温泉文化都市として、健康で安全かつ快適な生活を確保することを宣言して、制定したもの。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

森林整備計画

県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、市町村が5年ごとに策定する10年を1期とする計画であり、森林整備の基本的な考え方や、森林所有者が行う森林施業に関する指針等を定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。

生物環境保護地区

野生動物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む）または植物の生息地で、その動植物の保護又は繁殖を図るため保護することが必要な地区。

サ行

CSR活動

企業の活動が社会に与える影響を把握し、これを考慮に入れた企業行動のこと。

総合計画

市政を推進していくための計画として最も上位に位置づけられる計画であり、市の総合的、計画的な行政推進の指針であり、また市民等の活動の指針としても位置づけられるもの。市政における計画は、基本的な方針を示す「基本構想」(本計画)と、具体的な施策を示す「分野別計画」、事業費や財源の配分を踏まえた「実施計画」の3つで構成される。

総合公園

都市住民全般の休息、遊技、運動等総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

夕行

地域森林計画

森林法第5条に基づき都道府県知事が5年ごとに策定する10ヵ年計画。大分県では4つの森林計画区(大分中部・大分南部・大分北部・大分西部)ごとに策定している。この計画は、県内森林(民有林)の整備、保全の方向を示す計画であり、伐採、造林、林道等の整備目標や市町村森林整備計画の指針となる事項を定めている。

地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、緑地保全地区等、一定の地域を指定して定められるもの。

地区公園

社会的、経済的な生活行動の圏域あるいは文化的、精神的な連帯意識等によって分割される地域を配置の単位とし、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園。誘致距離1,000m、面積4haを標準とする。

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等直接支払制度により、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

つなぐ棚田遺産

棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対する理解や協力を促進させることを目的として、農林水産省により、優良な棚田を認定するもの。

特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称している。

特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成等が規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合、都道府県、市町村等がその土地を買入れることとなる。都市計画区域内の緑地で、以下のいずれかに当たる区域は、地区に定めることができる。

- ▷無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ▷神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ▷次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
 - ・風致又は景観が優れているもの
 - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画区域

都市計画区域は、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」について、都道府県が指定するもの。(都市計画法第5条)

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることにより国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

都市計画マスタープラン

市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、

開発または保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。平成4年の都市計画法の改正により創設。

都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のこと。

都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正(いわゆる景観緑三法の制定)により改称したもの。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程している。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

八行

パークマネジメント計画

各公園のニーズや特性を踏まえて、公園がめぐすべき姿とそれに向けた取り組み方針等の管理運営方針について具体的に定めるもの。

バリアフリー

高齢者や障害がある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消等のハード面（施設）の要素が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

風致地区

都市計画で定める地域地区の一つで、都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

ふるさと水と土保全基金

中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うために本事業を実施するもの。

別府港海岸整備事業

高波浪時の防護機能不足や老朽化により度重なる高潮・高波などによる越波被害を受けていたことから、住民の人命、財産を防護するため、海岸保全施設整備を実施した事業。

べっぷ道路里親制度

道路を養子、市民・団体・企業などを里親として、道路の清掃などの美化活動等を里親に一任する制度。

ラ行

ライフサイクルコスト

建物や公園、道路などが企画・設計から建設、運用を経て、修繕し、解体されるまでにかかるすべての費用の合計。LCCとも略される。

緑地協定

都市緑地法第45条に基づく制度で、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度である。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、保全する樹木の場所、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑地保全地域

都市緑地法第5条に規定される制度で、都市計画区域内及び準都市計画区域内において、里地・里山など比較的広域的な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。緑地保全地域は、都市計画法における地域地区として、都道府県、市区町村が定める。

緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農耕地・水辺地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。